

(介護予防) 短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵仁会が経営する(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う事業は、要支援、要介護状態にある高齢者を介護している家族が、疾病等の理由により、居宅における介護が一時的に困難となった場合や独居の当該高齢者等を一時的に事業所に受け入れ、(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供することで、当該高齢者等の要介護状態への進行を予防することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態への進行を予防するため、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて自立を支援し生活の質の向上に資するサービスを提供する。又利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護及び、機能訓練を行い、利用者の生活意欲を高めるような適切な働きかけや自立の可能性を最大限引出す支援を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 社会福祉法人 恵仁会 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 古賀の里
- 2 所在地 長崎市古賀町 806 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(ユニット型施設兼務) 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者にこの章の規定を遵守させ指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員(ユニット型施設兼務) 1名

生活相談員は、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 介護支援専門員(ユニット型施設兼務) 1名

入所者の日常生活全般における（介護予防）短期入所生活介護計画書を作成すると共に、サービス担当者会議による担当者からの意見を求め、定期的なサービス計画の見直しを行う。

(4) 介護職員 27名（内パート7名）

介護職員は、（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たり、サービス計画に基づき、他の職種とも連携し、入所者の能力に応じた自立支援に努める。

(5) 看護職員 3名

看護職員は介護職員と連携し、健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

(6) 医師（非常勤）（ユニット型施設兼務）2名

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

(7) 管理栄養士（ユニット型施設兼務）1名

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、栄養管理業務及び給食調理業務の全般について、その業務にあたる。

(8) 機能訓練指導員（看護職員兼務）2名

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(9) 調理員（ユニット型施設兼務）7名（内パート3名）

調理員は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、給食調理業務を行う。

(10) その他、必要と認めた職員

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は4人（但し、入所50人については、空床利用の場合とする）

（介護予防）短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

第6条 （介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、施設が法定代理受領サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。施設は、法定代理受領サービスに該当する（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに係る（介護予防）短期入所生活介護サービス費用基準額から施設に支払われる（介護予防）短期入所生活介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。利用料その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

(1) 入浴

- (2) 食事
- (3) 排泄
- (4) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- (5) 日常動作訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 利用者の選定により通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（実費）
- (2) 食費 1, 445円／日（朝食285円 昼・夕食580円）
- (3) 居住費 多床室 915円／日
- (4) 理美容代（実費）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、（介護予防）短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市（旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧琴海町は除く）と諫早市（旧森山町・旧高来町・旧小長井町は除く）とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第8条 利用者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、（介護予防）短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害対策においては、防火管理又は火気、消防等などについての責任者を定め消防計画の樹立等の業務を行う。

（感染症対策）

第11条 事業者は施設において感染症、食中毒の発生予防、またはまん延しないように、対策委員会を設置し、感染症対策体制の徹底に努める。

（事故発生、再発防止のための措置）

第12条 事業者は施設において事故の発生予防、または再発を防止するために、対策委員会を設置し安全管理体制の徹底に努める。

（身体拘束廃止）

第13条 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の入所者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体拘束を行わない。

2 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご家族に十分な理解と同意を得て、関係市町村保険者へ報告書等を提出する。また、身体拘束が行われている場合、解除することを目標に身体拘束廃止委員会において定期的にカンファレンスを行い検討する。

（虐待防止対策）

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり設けるものとする。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会並びに担当者を設置した上で、定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

3 虐待防止のための指針を整備する。

4 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(褥瘡防止対策)

第15条 事業者は利用者の健康管理に努め、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制に努める。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年 2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１５年４月１日	一部改正
平成１５年５月２３日	一部改正
平成１６年１１月１日	一部改正
平成１７年４月１日	一部改正
平成１７年１０月１日	一部改正
平成１８年２月２１日	一部改正
平成１８年１０月１日	一部改正
平成２０年１月１日	一部改正
平成２１年４月１日	一部改正
平成２２年４月１日	一部改正
平成２３年１０月１日	一部改正
平成２４年１１月１日	一部改正
平成２５年４月１日	一部改正
平成２６年４月１日	一部改正
平成２７年４月１日	一部改正
平成２７年８月１日	一部改正
平成２８年７月１日	一部改正
平成３０年１月１日	一部改正
平成３０年９月１日	一部改正
令和元年１０月１日	一部改正
令和３年４月１日	一部改正
令和３年８月１日	一部改正
令和５年１１月１日	一部変更
令和６年３月１日	一部変更
令和６年８月１日	一部変更